

事務連絡
令和5年9月29日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省医薬局総務課

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の実施に当たっての取扱いについて

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）については令和6年3月31日まで継続することとし、上限額等の取扱いについては、下記のとおりとして、令和5年10月1日から令和6年3月31日まで適用しますので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

なお、改正した部分には下線を付しております。

記

○新型コロナウイルス感染症対策事業

・病床確保料

【1日1床あたりの上限額】

医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は、別紙1のとおりとする。

【休止病床、感染小康期の扱い】

新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、都道府県の確保病床の選択肢を広げる観点から、療養病床については、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づき、都道府県から新型コロナウイルス感染症患者のうち重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床として割り当てられた場合、一般病床とみなして、病床確保料の対象とすることを可能とする（補助上限額は別紙1参照）。休止病床については、即応病床1床あたり休床1床

まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。

なお、都道府県は、医療機関に対して即応病床とするように連絡・要請を行った後、入院患者数がピークを越え、明らかに減少してきた場合は、新規感染者数の動向等を注視しながら、順次、即応病床をコロナ医療以外の通常医療に活用できる準備病床に戻す等、コロナ医療以外の通常医療の確保に十分に配慮しながら病床確保を適宜行うこと。

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業
(旧新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)

【上限額】

・初度設備費

1床当たり 133,000円

・人工呼吸器及び付帯する備品

1台当たり 5,000,000円

・個人防護具

1人当たり 3,600円

・簡易陰圧装置

1床当たり 4,320,000円

・簡易ベッド

1台当たり 51,400円

・体外式膜型人工肺及び付帯する備品

1台当たり 21,000,000円

・簡易病室及び付帯する備品

実費相当額

※ 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

・HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

1施設当たり 905,000円

・HEPA フィルター付パーテーション

1台当たり 205,000円

○外来対応医療機関設備整備事業

(旧帰国者・接触者外来等設備整備事業)

【上限額】

- ・HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)

1 施設当たり 905,000 円

- ・HEPA フィルター付パーテーション

1 台当たり 205,000 円

- ・個人防護具

1 人当たり 3,600 円

- ・簡易ベッド

1 台当たり 51,400 円

- ・簡易診療室及び付帯する備品

実費相当額

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

○DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

【上限額】

(医療チーム派遣経費)

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円
- ・業務調整員 1人1時間当たり 1,560円

(旧臨時の医療施設に派遣する場合) (※)

(※) 令和5年5月7日までに設置された施設をいう。

- ・医師 1人1時間当たり 15,100円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円
- ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円

注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

(新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設に派遣する場合)

- ・医師 1人1時間当たり 15,100円
- ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円
- ・看護職員を派遣する場合 1人1時間当たり 8,280円 (※)

(※) 令和6年3月31日までの派遣に限った特例とする。

- ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円

注 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。

(医療チーム活動費)

実費相当額

※ 医療チーム活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

○新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業

(旧新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業)

・病床確保料

【1日1床あたりの上限額】

医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は、別紙2のとおりとする。

○新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

【上限額】

- ・ 初度設備費
1床当たり 133,000円
- ・ 個人防護具
1人当たり 3,600円
- ・ 簡易陰圧装置
1床当たり 4,320,000円
- ・ 簡易ベッド
1台当たり 51,400円
- ・ 簡易診療室及び付帯する備品
実費相当額
※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。
- ・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
1施設当たり 905,000円
- ・ HEPA フィルター付パーテーション
1台当たり 205,000円
- ・ 救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000円
- ・ 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000円

○新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業

【上限額】

- ・ 新型コロナ患者対応 ECMO 研修（基礎編及び応用編）
1開催当たり 4,500,000円
- ・ 新型コロナ患者対応人工呼吸器研修（基礎編及び応用編）
1開催当たり 2,000,000円
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染管理に関する研修
1開催当たり 167,000円

○外来対応医療機関確保事業

【上限額】

- ・令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関 1施設当たり 500,000円

①特定機能病院等

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	<u>174,000</u> 円/日
H C U	1床当たり	<u>85,000</u> 円/日
上記以外の病床	1床当たり	<u>30,000</u> 円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（I C U・H C U病床は2床まで））

I C U	1床当たり	<u>174,000</u> 円/日
H C U	1床当たり	<u>85,000</u> 円/日
上記以外の病床	1床当たり	<u>30,000</u> 円/日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

②その他医療機関

稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	<u>121,000</u> 円/日
H C U	1床当たり	<u>85,000</u> 円/日
上記以外の病床	1床当たり	<u>29,000</u> 円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（I C U・H C U病床は2床まで））

I C U	1床当たり	<u>121,000</u> 円/日
H C U	1床当たり	<u>85,000</u> 円/日
上記以外の病床	1床当たり	<u>29,000</u> 円/日

1. 特定機能病院等

① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 174,000円/日

HCU 1床当たり 85,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 30,000円/日

※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日

② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料の上限額（①1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで））

ICU 1床当たり 174,000円/日

HCU 1床当たり 85,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 30,000円/日

※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日

※ 特定機能病院等の定義は別紙1と同様とする。

2. その他医療機関

① 院内感染の発生により、陽性患者が入院した病床であり、当該患者が退院した後に病室の閉鎖などの事情により一定期間、空床にする必要がある病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 121,000円/日

HCU 1床当たり 85,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日

※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日

② 院内感染の発生により、病室の閉鎖などの事情により休止せざるを得ない病床の病床確保料の上限額（①1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで））

ICU 1床当たり 121,000円/日

HCU 1床当たり 85,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 29,000円/日

※ ただし、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」に基づく、重症・中等症Ⅱ患者、特別な配慮が必要な患者、医師の判断で特に高いリスクが認められる患者を受け入れる病床以外の病床（療養病床含む。）は16,000円/日